

岡山県里親支援センター開設補助金等募集要項

令和８年９月

岡山県子ども・福祉部子ども家庭課

1 事業の目的と公募の概要

令和6年4月に施行された改正児童福祉法において、里親、里子、里親希望者等に対して、包括的な支援を行う施設として、里親支援センターが創設された。

近年、虐待による影響をはじめ、様々な課題を抱えた子どもの増加に伴い、里親が抱える問題は複雑化・多様化している。県では、フォスタリング業務を児童相談所が担い、里親等の支援を行っているが、支援体制をより一層強化する必要性があることから、里親のリクルートから里親委託推進、養育支援、子どもの自立支援まで一貫した包括的な支援機関として、里親支援センターを設置することとし、開設に要する費用を補助し、当該業務を実施する事業者を募集する。

2 業務内容

里親支援センターは、別紙1「里親支援センター設置運営要綱」（令和6年3月29日こ支家第181号こども家庭庁支援局長通知）（以下「運営要綱」という。）の「5 業務内容」に挙げられている業務を実施すること。

なお、里親支援センターの運営に当たっては、別紙2「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」（令和6年3月29日こ支家第185号こども家庭庁支援局長通知）（以下「ガイドライン」という。）で示された内容を十分に踏まえること。

3 職員

(1) 里親支援センターに、運営要綱の要件を満たす以下の職員を配置（全て専任）すること。

- ① 里親支援センター長 1名
- ② 里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター） 1名
- ③ 里親等支援員 1名
- ④ 里親研修等担当者（里親トレーナー） 1名

ただし、登録里親家庭が60世帯を超える場合は、20世帯ごとに里親等支援員を1人ずつ配置することができる。

4 家庭支援専門相談員及び心理療法担当職員並びに自立支援担当職員の配置

里親支援センターは、別紙3「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（令和6年4月8日こ支家第234号こども家庭庁支援局長通知）並びに別紙4「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」（令和3年3月8日子発308第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、家庭支援専門相談員及び心理療法担当職員並びに自立支援担当職員を配置することができる。

職員の資格要件、業務内容及び加算の要件等については、上記通知を参照のこと。

配置を希望する里親支援センターは、毎年度所定の期日までに岡山県知事あて加算の申請を行って指定を受け、活動状況等について報告することが必要である。

5 施設機能強化推進事業

里親支援センターは、別紙5「児童福祉施設(こども家庭庁支援局家庭福祉課所管施設)における施設機能強化推進費について」(昭和62年5月20日児発第450号厚生省児童家庭局長通知)に基づき、レスパイト・ケア体制構築事業及び休日・夜間支援体制強化事業を実施することができる。事業内容、職員の資格要件及び加算の要件等の詳細については、上記通知を参照のこと。

実施を希望する里親支援センターは、毎年度所定の期日までに岡山県知事あて事業実施の申請を行って指定を受け、事業実施報告書を提出することが必要である。

6 補助金交付の要件

(1) 開設時期

令和9年3月1日(月)

※運営事業者は、令和9年2月26日(金)までに、県の認可を受けること。

(2) 開所日等

原則として、週5日間・平均40時間以上開所すること。なお、開所日には休日(土曜日又は日曜日)を1日以上含めるものとする。

(3) 事業実施区域及び登録里親数

事業実施区域は、岡山県全域(岡山市を除く)とする。また、県に登録された全ての里親(令和8年3月31日時点で194組)を支援対象とする。

(4) 名称

「岡山県里親支援センター」を含む施設名にすること。

(5) 開設場所等

運営事業者は倉敷市内に里親支援センターを開設すること。なお、(3)に規定する里親を支援できるような体制を構築すること。

(6) 耐震基準

建物については耐震基準を満たすものとする。

(7) 補助上限額

8,000,000円(税込)

※「岡山県児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金(児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業)交付要綱」に基づき、交付する。

7 業務実施にあたっての留意事項

(1) 里親支援センター業務の実施にあたっては、県の設置する中央、倉敷、津山の3児

童相談所（以下、3児童相談所という。）と緊密に連携し、乳児院・児童養護施設の里親支援専門相談員、市町村、里親会、児童家庭支援センター、こども家庭センター、養子縁組民間あっせん機関等の関係機関と協働すること。

- (2) 毎月の事業実施状況について、所定の様式で翌月10日までに子ども家庭課及び3児童相談所あてに報告すること。訪問支援については、訪問の都度速やかに報告すること。
- (3) 里親関連会議等に参加すること。
- (4) 単県事業である一時里親推進事業について、県と協力して取り組むこと。
- (5) 県では、児童相談所、里親会、児童養護施設など様々な里親関係機関と連携した包括的な支援体制の構築に力を入れており、里親支援センターの職員に、里親経験者等を含めるよう努めること。

8 費用

本事業の運営に関する経費は、別紙6「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知）及び別紙7「『児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について』通知の施行について」（令和5年5月10日こ支家第49号こども家庭庁支援局長通知）並びに別紙5「児童福祉施設（こども家庭庁支援局家庭福祉課所管施設）における施設機能強化推進費について」（昭和62年5月20日児発第450号厚生省児童家庭局長通知）によるものとする。加算の要件、対象施設、手続き等については要件があるので確認すること。

9 応募資格

県内に里親支援センターの活動拠点（今後設置予定の場合を含む。）を有する社会福祉法人、特定非営利活動法人等であって、応募時に次の各号に定める要件を全て満たしている法人であること。

- (1) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）として、里親等への支援及び児童の養育の実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きをしている法人でないこと。
- (5) 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における法人税、主たる事務所所在地の

県市町村民税、消費税及び地方消費税を完納し、滞納していないこと。

10 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する法人は、当該事業者の選定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 役員に次に該当する者がいる法人
 - ① (1)に該当する者
 - ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ③ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした法人等
- (4) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人

11 失格事項

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 本要項9に定める応募資格を満たさなくなった場合
- (2) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類が期間内に提出されなかった場合
- (5) 本要項に違反した場合
- (6) 提案の内容が県の求める水準を満たさないと認められる場合
- (7) その他不正又は不誠実な行為があった場合

12 里親支援センター運営事業者として果たすべき責務

(1) 個人情報の取扱い

業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律施行条例及び岡山県行政情報公開条例の趣旨を踏まえ、適切な管理を行うこと。

(2) 情報公開への対応

事業の運営に関する情報を公開する際は、岡山県行政情報公開条例の趣旨を踏まえ、必要な措置を行うこと。

(3) 法令等の遵守

里親支援センターを管理運営するに当たっては、次の関係法令等を遵守すること。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ② 労働基準法（昭和22年法律第49号）

- ③ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
 - ④ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
 - ⑤ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
 - ⑥ 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
 - ⑦ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
 - ⑧ 岡山県行政情報公開条例（平成 8 年条例第 3 号）
 - ⑨ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成 24 年条例第 47 号）
 - ⑩ 岡山県子どもを虐待から守る条例（平成 27 年条例第 78 号）
 - ⑪ 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 50 号）
 - ⑫ その他関連法令、条例等
- (4) 里親養育支援には高度な専門性が求められるため、計画的な人材育成体制、スーパービジョン体制を始めとする組織体制の構築に努めること。児童相談所が開催する研修に職員を参加させること。
- また、事業者は、職員の資質、技能等の向上を図るため、各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促し、職員の資質向上に努めること。
- (5) 危機管理体制
- 事業者は、里親支援センターの安全管理を徹底し、定期的に火災などの避難訓練や防犯訓練を行うなど、事故防止に努めること。

13 応募手続き

(1) スケジュール（予定）

募集要項公開	令和 8 年 9 月 7 日（月）
質問受付締め切り	令和 8 年 9 月 14 日（月）
質問に対する回答	令和 8 年 9 月 24 日（木）
応募申請書受付	令和 8 年 9 月 7 日（月）から令和 8 年 10 月 7 日（水）まで
審査委員会	令和 8 年 10 月中旬から令和 8 年 10 月下旬
結果通知	令和 8 年 10 月下旬から令和 8 年 11 月上旬
認可	令和 9 年 2 月 26 日（金）まで
事業開始日	令和 9 年 3 月 1 日（月）

※配布・受付等に当たっては、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日は行わない。

(2) 募集要項の配布

- ① 窓口での配布期間：令和 8 年 9 月 7 日（月）～10 月 7 日（水）
午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
- ② 配布場所：岡山県子ども・福祉部子ども家庭課

岡山市北区内山下 2－4－6 岡山県庁 5 階

※県ホームページよりダウンロードも可能

(3) 質問

質問がある場合は、「質問表」(様式 8) に記入し、令和 8 年 9 月 14 日(月)午後 5 時までに本要項 16 に記載の担当課アドレスあてに電子メールで送付すること。回答については令和 8 年 9 月 24 日(木)を目途にホームページへ掲載する。なお、電話、来訪等の口頭による質問は受け付けない。

(4) 応募申請書等の提出

①提出書類

インデックス	提出書類名称	様式
1	岡山県里親支援センター開設補助金等応募申請書	様式 1
2	岡山県里親支援センター開設補助金等参加申込にかかる誓約書	様式 2
3	法人の概要	様式 3
4	法人の登記簿謄本または登記事項証明書(申請書提出日より 3 月以内に発行されたもの)	各種証明書 (原本)
5	法人の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	任意様式
6	直近 3 事業年度の財務諸表(財産目録、貸借対照表、損益計算書、資金収支計算書、事業活動収支計算書等)	任意様式
7	直近 3 年度分の納税証明書(法人税、主たる事務所所在地の区市町村民税、消費税及び地方消費税)	各種証明書 (原本)
8	直近 3 事業年度の法人の事業報告書	任意様式
9	法人役員名簿及び履歴書(履歴書は任意様式)	様式 4
10	里親等への支援及び児童の養育の実績	様式 5
11	里親支援センター運営に関する事業計画書	様式 6
12	里親支援センター運営事業収支予算書(令和 8・9 年度)	任意様式
13	開設予定施設の平面図(整備予定のものは、整備前と整備後)	任意様式
14	児童相談所等の関係機関や里親関係団体との連携について	様式 7

※提出書類は、インデックス番号順にインデックスラベルを付けて、ページの下部にページ番号をつけ、フラットファイルに綴じてから提出すること。また、ファイル内の書類はステープル等で留めないこと。

② 提出部数：正 1 部、副 4 部(副は複写可)の計 5 部

③ 受付期間：令和 8 年 9 月 7 日(月)から令和 8 年 10 月 7 日(水)まで
午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

※提出書類の確認が必要なため、あらかじめ来庁日時を電話により予約すること。

FAX、電子メール、郵送等は受け付けないので注意すること。所要時間は1時間程度。

(5) 申請上の注意事項

- ① 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは認めない。
- ② 申請に要する経費は申請者の負担とする。
- ③ 申請書類の著作権は申請者に帰属する。ただし、選定結果の公表など県が必要と認める場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ④ 申請書類は、岡山県行政情報公開条例に定めるところにより公開される場合がある。なお、提出された書類については返却しない。
- ⑤ 申請書類を提出した後に辞退する際には辞退届を提出すること。

14 運営事業者の選定

本事業による選定委員会を設置し、選定会議において、申請書類などにより事業内容や応募法人の事業運営能力等を審査のうえ、県が運営事業者を選定する。

(1) 選定方針

- ① 当該法人の運営が適正であること。
- ② 里親支援センター事業の趣旨・目的を十分に理解し、事業運営に強い意思を有するとともに、そのために必要な専門性及び経験を有していること。
- ③ 事業の運営について、安定性、継続性のある円滑な運営、効果的な事業実施が見込めるような事業計画や職員体制となっていること。
- ④ 児童相談所等の関係機関や里親関係団体との連携など、事業を効果的に運営できることが見込まれること。

(2) 選定方法

運営事業者の選定は、応募申請書類及び申請者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「ヒアリング等」という。）によって行う。ただし、申請者が多数の場合は、書類選考によりヒアリング等の対象となる申請者を選定する。また、申請書類に不備がある場合や、選定の基準に満たないことが明らかな場合は、ヒアリング等を行わない。

ヒアリング等の日程については、後日連絡する。

(3) 評価項目及び配点

評価項目	評価内容	配点
法人の運営管理	経営状況、運営状況	10
事業に対する趣旨・目的的理解、実績	同種事業の実績や取組み、事業の趣旨や目的の理解	15
事業の円滑な運営等	実施場所（立地条件、設備等）、職員体制、事業計画、事業	45

効果的な事業実施	内容、事業内容向上のための提案、当該法人が実施するメリット、収支予算と事業計画の整合性	
関係機関との連携	児童相談所等の関係機関や里親関係団体との連携内容	30
計		100

- ・評価項目ごとに採点し、合計 100 点満点で評価を実施する。
- ・各委員の合計得点の平均が 60 点以上（6 割）（以下、「基準点以上」という。）である者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、選定会議の合議により認められた者を運営事業予定者として選定する。

(4) 選定結果

選定結果については応募者に文書で通知するほか、県ホームページに掲載する。

15 その他

- ・選定された里親支援センター運営事業者（以下「選定事業者」という。）は、施設認可のための手続きを別途行うこと。
- ・選定事業者がやむを得ない事情により開設を辞退した場合、応募した法人のうち、基準点以上である者で選定事業者の次に得点の高い法人に対して、開設の協議を行う場合がある。
- ・選定事業者は、県から事業に必要な説明や研修等を受けること。

16 担当課

〒700-8570 岡山市北区内山下 2－4－6 岡山県庁 5 階

岡山県子ども・福祉部子ども家庭課

電話：086-226-7911

E-mail：kodomokatei@pref.okayama.lg.jp

ホームページ：<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/332/>